

# 情報コーナー

県などの情報をお知らせします

## 10/17 不動産無料相談

不動産に関する取引と悩みごとに関する相談に応じます。秘密は厳守します。

▼とき 10月17日(木)

午後1時～午後4時

▼ところ 北名古屋市社会福祉協議会

本所 1階 相談室

▼問合せ 公益社団法人愛知県宅地建物

取引業協会 西尾張支部

☎0586・81・3344

FAX 0586・81・3354

## お知らせ 10月1日は「法の日」

「法の日」は、国民の皆様には法の役割や重要性について考えていただくきっかけとなるようにと、裁判所、検察庁、弁護士会の協議で提唱され、昭和35年、政府によって「国をあげて法の尊重、基本的人権の擁護、社会秩序の確立の精神を高めるための日」として定められました。

各地の裁判所の行事は、『裁判所ウェブサイト』や、各地の裁判所の総務課で案内しています。この機会に、ぜひご参加いただき、法や裁判所について考えて

みてください。

▼問合せ 名古屋家庭裁判所事務局総務課 ☎052・223・0994

## お知らせ 10月1日～7日は「公証週間」

財産の相続について、老後の安心のため全国で年間10万人以上の方が公正証書による遺言を残されています。

法律の専門家である公務員でもある公証人は、遺言の内容を慎重に検討して書面になります。その原本は公証役場で長く保管されますので、紛失・破棄の心配もありません。また相続開始後は、すぐに遺言に基づく手続きを進めることができま

す。遺言のほか、高齢者の任意後見、離婚に関する取り決めなどの相談もお受けしています。相談費用は無料です。春日井公証役場では、公証週間中、相談会を実施しますので、ご利用ください。電話での相談にも応じます。

▼とき 10月1日(火)～4日(金)、7日(月) 午前9時～午後5時

10月5日(土) 午前10時～午後4時

▼問合せ 春日井公証役場(春日井市鳥居松町4-151) ☎85・9351

## 10/6 法務局休日相談、市民講座

登記や筆界特定、人権擁護などをはじめ、遺言等の公正証書の作成や税に関する相談など、日常生活の心配ごとや困り

ごとについて、法務局職員、公証人、司法書士、土地家屋調査士、人権擁護委員、税理士、法テラス所属弁護士が相談をお受けします。また、3つのテーマについて「市民講座」を開催します。

▼とき 10月6日(日)

▼休日相談所

▼午前10時～午後4時

無料(予約制)

法テラス所属弁護士への相談は10組限定(秘密は厳守します。)

▼市民講座

①相続 午前11時～

②未登記建物 午後1時～

③遺言 午後2時～

▽参加費 無料(予約制)

▽定員 45人(先着順)

1つまたは2つのテーマのみの受講も可

▼ところ 名古屋法務局(名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館)

▼予約・問合せ 名古屋法務局民事行政調査官室 ☎052・952・8170

(午前8時30分～午後5時15分 土日祝日を除く)

## 10/7～13 行政相談週間

総務省では、国や特殊法人などを行っている仕事について、国民の皆様から苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。この行政相談制度を、皆様に使っていただき、利用して

ただくため10月7日(月)～13日(日)まで「行政相談週間」を設けます。

年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービスなどについて、苦情やご意見・ご要望がありましたら、お気軽にご相談ください。相談は、無料で秘密は守られます。

▼一日合同行政相談所の開設

総務省中部管区行政評価局は、次のとおり、「行政・法律なんでも相談所」を開設し、年金、税金、登記等の行政相談をはじめ、相続・離婚などの法律相談も受け付けます。

▼とき 10月29日(火) 午前10時～午後3時

▼ところ ナディアパーク3階デザインホール

▼問合せ 総務省中部管区行政評価局

☎052・972・7415

一日合同行政相談所当日以外でも、次のとおり相談に応じています。お気軽にご利用ください。

◎豊山町での行政相談

よろず相談(10月は9日(水) 午後1時～午後3時まで役場3階会議室3で開催します)

▼問合せ 総務課総務・人事係 ☎052・68・28・6003